



ベテランの庄野和枝主任

軒家を借りて地域小規模児童
養護施設「和光ホーム」を開設。
平成19年3月にはユニット型
グループホーム「恵光館」を建
設しました。いわゆる「二階建て
アパート」のようなつくりの同
館は8つの居住空間があります。
それぞれに専用の玄関や台所、
風呂、自室が完備されており、
幼児から高校生まで縦割りで
つくられた班で子どもたちは
生活しています。「本当の家庭
のような生活ができ、プライバ
シーが守られる」と子どもたち
にも大好評。グループホームで
生活し始めてから、不登校やけ
んかななどの問題も少なくなっ
たそうです。

「さまざまな子どもたちがい
ますが、誰に対しても私たちは
ストレートにぶつかっています。
そのほうが子どもたちも素直
に接してくれるんです」と、勤
務33年目の庄野和枝主任保育士。
朝は子どもたちを起し、登
校後は園の事務処理や、他の先
生方のカバー。夕方は遊び相手
になったり、地域の活動に参加
したり…と大忙し。ときには、
子どもと先生の間立って、問

家族という関係から 生まれる安心感

当職員を採用。これまでは丸一
日かけて熊本市や八代市の児
童相談所まで出向いて相談し
ていたことが、園内で解決でき
るようになりました。



子どもたちが学校から帰ってくると、先生たちも遊び相手に大忙しです

「怒ったらかなり怖い」と言
われるそうですが、それも愛情
を持つているからこそ。相談を
受けることも多く、子どもたち
もさまざまな年代の職員がいます。
それぞれがお兄さん、お姉さん、
お母さんなどの役割を担い、職
員同士も家族のような関係に
あることで、子どもたちに、家
庭にいるような安心感を与え
ているようです。そうした先生
方の日頃の姿を見て、今まで周
りにやさしくすることが難しくつ
た子どもが、「私たちは個室に
なったからうれしいけど、先生
たちは大変でしょ」という言葉
を掛けてくれるようになった」
と嬉しそう。

地域に開かれた施設へ

「理想は職員と共に地域の人の
と触れ合いながら生活してい
くことですね」と話す堀園長。

「理想は職員と共に地域の人の
と触れ合いながら生活してい
くことですね」と話す堀園長。
慢性的な職員不足や施設に空
きがないことなど、児童養護施
設が抱える問題はたくさんあ
りますが、地域の人々への認知
が進んでいないことも大きな
課題です。地域への理解を深め
るため、講演会を開催したり、
広報誌を発行したり、感謝祭を
行うなどの活動をしています。
「子どもたちが少しでも恵まれ
た生活ができるように、環境づ
くりをしていきたい」と熱く語
る堀園長。朝礼での報告や、パ
ソコンネットワークを利用した
情報の共有によって、職員全体
で子どもたちを見守っています。
どこにいても子どもたちの
声が聞こえてくる光明童園。「大
きな家族」は今日もにぎやかに
暮らしています。

福祉人材・研修センター NEWS

**福祉人材無料職業紹介事業の
あつせん対象事業所及び取扱対象者の
取扱範囲を拡大しました**

厚

生労働省による無料職業紹介事業についての改正に伴い、福祉人材・研修センターで行う福祉人材無料職業紹介事業のあつせん対象事業所及び取扱対象者の取扱範囲が拡大されました。これまで対象外だった民間事業者が行う介護保険事業所や医療法人が運営する介護老人保健施設等の取扱が可能となりました。

- ① 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所（ただし、事業実施者が社会福祉法人の場合は公益事業も含む）
- ② 介護保険法に規定する介護保険事業所
- ③ 障害者自立支援法に規定する事業を行う事業所
- ④ 地方自治体の条例又は補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
- ⑤ 社会福祉法に規定する福祉事務所、児童福祉法に規定する児童相談所、身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所、知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所、精神保健福祉法に規定する精神保健福祉センター
- ⑥ 社会福祉分野の資格を持つ専門職（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士等）の場合は、①～⑤以外の社会福祉を目的とする事業を行う事業所を含む

介護支援専門員更新研修が始まります

介

介護支援専門員証に有効期限が付され、5年毎の更新時に研修の受講が課されることになりました。

これは、定期的な研修受講の機会を確保することにより、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力を保持・向上することを目的としたものです。

本会では、熊本県知事指定の研修事業者として次のとおり実施することになりました。

なお、平成19年度は平成10年度及び11年度に実務研修を修了し、登録された方（資格の有効期間満了日）が平成20年4月1日）が受講対象となります。

詳細につきましては、受講対象者に直接通知しておりますが、御不明な点は県社協福祉人材・研修センターまでお問い合わせください。

【介護支援専門員更新研修の研修課程等】

① 介護支援専門員として実務経験がある方

研修課程 53時間(8日間)

期 日 7月～8月及び10月～11月(計2回開催)

内 容 介護支援専門員が直面している問題を把握し、実際のサービスや施策の状況等について学びます。

② 介護支援専門員として実務経験がない方

研修課程 44時間(7日間)

期 日 7月～9月(計1回開催)※8月は実習となります。

内 容 介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術を習得するとともに、居宅サービス計画書及び介護予防サービス計画の作成について学びます。